

新旧対照表

別紙 3

【条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 3 章 自由貿易協定 3-5 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（平成 19 年条約第 19 号） この協定の実施に際し、次のことに留意する。 (1) （省略） (2) 同協定に基づく原産地証明書の提出を要する場合にあって、次の表の第 1 欄に掲げるタイ協定第 40 条に定める同協定に基づく原産地証明書の欄に、同表の第 2 欄に掲げる記載がある場合には、同協定附属書 1 第 2 部第 2 節日本国の表中関税率表第 2206.00 号に掲げる品目のうち、バナナ、ごれんし、グーズベリー、ナンカ、サントル、ランサ、レイシ、リュウガン、マンゴー、マンゴスチン、ヤエヤマアオキ、パイナップル、ザクロ、ランブータン、サラカヤシ、サポジラ、シュガーアップル又はタマリンドから製造された発酵酒である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの（以下この項において「熱帯果実ワイン」という。）又は、関税率表第 2208.90 号に掲げる品目のうち、糖みつ若しくは精製糖又はその双方及び米の混合物を発酵させたものを蒸留して得られるタイの蒸留酒（カラメルで着色したものに限る。）である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの（以下この項において「タイの蒸留酒」という。）に分類されるものとして取り扱うこととし、同協定に基づく原産地証明書の提出を要しない場合には、必要に応じ、同協定に基づく運用上の手続規則の別紙 (Appendix) 3 に掲げるタイ財務省国税局 (the Excise Department of Ministry of Finance) が発給する証明書の提出を求め、熱帯果実ワイン又はタイの蒸留酒に分類されるか否かを決定するものとする。 3-9 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定 (平成 20 年条約第 16 号) (1) （省略） (2) 同協定に基づく原産地証明書の提出を要する場合にあって、次の表の第 1 欄に掲げる同協定第 41 条に定める原産地証明書の欄に、同表の第	第 3 章 自由貿易協定 3-5 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（平成 19 年条約第 19 号） この協定の実施に際し、次のことに留意する。 (1) （同左） (2) 同協定に基づく原産地証明書の提出を要する場合にあって、次の表の第 1 欄に掲げるタイ協定第 40 条に定める同協定に基づく原産地証明書の欄に、同表の第 2 欄に掲げる記載がある場合には、同協定附属書 1 第 2 部第 2 節日本国の表中関税率表第 2206.00 号に掲げる品目のうち、バナナ、ごれんし、グーズベリー、ナンカ、サントル、ランサ、レイシ、リュウガン、マンゴー、マンゴスチン、ヤエヤマアオキ、パイナップル、ザクロ、ランブータン、サラカヤシ、サポジラ、シュガーアップル又はタマリンドから製造された発酵酒である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの（以下この項において「熱帯果実ワイン」という。）又は、関税率表第 2208.90 号に掲げる品目のうち、糖みつ若しくは精製糖又はその双方及び米の混合物を発酵させたものを蒸留して得られるタイの蒸留酒（カラメルで着色したものに限る。）である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの（以下この項において「タイの蒸留酒」という。）に分類されるものとして取り扱うこととし、同協定に基づく原産地証明書の提出を要しない場合には、必要に応じ、同協定に基づく運用上の手続規則の別紙 (Appendix) 3 に掲げるタイ財務省国税局 (the Excise Department of Ministry of Finance) が発給する証明書 <u>(C-5291)</u> の提出を求め、熱帯果実ワイン又はタイの蒸留酒に分類されるか否かを決定するものとする。 3-9 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定 (平成 20 年条約第 16 号) (1) （同左） (2) 同協定に基づく原産地証明書の提出を要する場合にあって、次の表の第 1 欄に掲げる同協定第 41 条に定める原産地証明書の欄に、同表の第

新旧対照表

別紙 3

【条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
2 欄に掲げる記載がある場合には、同協定附属書 1 第 2 部第 2 節日本国の表中関税率表第 0803.00 号に掲げる品目のうち、イナバニコ種、ラカタン種、ラトゥンダン種、モラド種、ピトゴ種、サバ種又はセニョリタ種である旨がフィリピン政府又は政府代行機関により証明されているもの（以下この項において「小バナナ」という。）又は、関税率表第 2206.00 号に掲げる品目のうち、アラティリス、バナナ、ビグナイ、カラマンシ、ココヤシの実、コーヒー、ダランダン、グアバ、ジャワプラム、サントル、マンゴー、マンゴスチン、マラン、パッションフルーツ、パイナップル、サワーサップ、ストロベリー、シュガーアップル又はタマリンドから製造された発酵酒である旨がフィリピン政府又は政府代行機関により証明されているもの（以下この項において「熱帯果実ワイン」という。）に分類されるものとして取り扱うこととし、同協定に基づく原産地証明書の提出を要しない場合には、必要に応じ、同協定に基づく運用上の手続規則の別紙(Appendix) 2 及び 3 に掲げるフィリピン農業省植物産業局(Bureau of Plant Industry, Department of Agriculture) が発給する証明書の又はフィリピン科学技術省産業技術開発機構(Industrial Technology Development Institute, Department of Science and Technology)が発給する証明書の真正な写しの提出を求め、小バナナ又は熱帯果実ワインに分類されるか否かを決定するものとする。	2 欄に掲げる記載がある場合には、同協定附属書 1 第 2 部第 2 節日本国の表中関税率表第 0803.00 号に掲げる品目のうち、イナバニコ種、ラカタン種、ラトゥンダン種、モラド種、ピトゴ種、サバ種又はセニョリタ種である旨がフィリピン政府又は政府代行機関により証明されているもの（以下この項において「小バナナ」という。）又は、関税率表第 2206.00 号に掲げる品目のうち、アラティリス、バナナ、ビグナイ、カラマンシ、ココヤシの実、コーヒー、ダランダン、グアバ、ジャワプラム、サントル、マンゴー、マンゴスチン、マラン、パッションフルーツ、パイナップル、サワーサップ、ストロベリー、シュガーアップル又はタマリンドから製造された発酵酒である旨がフィリピン政府又は政府代行機関により証明されているもの（以下この項において「熱帯果実ワイン」という。）に分類されるものとして取り扱うこととし、同協定に基づく原産地証明書の提出を要しない場合には、必要に応じ、同協定に基づく運用上の手続規則の別紙(Appendix) 2 及び 3 に掲げるフィリピン農業省植物産業局(Bureau of Plant Industry, Department of Agriculture) が発給する証明書(C-5291-1)の又はフィリピン科学技術省産業技術開発機構(Industrial Technology Development Institute, Department of Science and Technology)が発給する証明書(C-5291-2)の真正な写しの提出を求め、小バナナ又は熱帯果実ワインに分類されるか否かを決定するものとする。
<u>3-15 経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定（平成 27 年条約第 1 号）</u> <u>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</u> <u>同協定に基づくモンゴルの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第 3 条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第 61 条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特惠待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第 12 条の 2 に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</u>	<u>（新規）</u>